

内閣田政委員會報告書

無地御定稅率の問題

(第二十三號) (西二、キニ、ノ)

財局

一、無地分布の現状

(1) 明治十六年以前の無年の開拓によれば無地の分布状況は大体次の通りである。

(2) 全體で無地は約八百万町歩であり大半が私有である。府有面積によつて七分する。次の通りとなる。

(3) 五反未滿 二百四十四万箇

(4) 五反以上一町未滿 百三十三万

(5) 一町以上三町未滿 九十三万七千

(6) 三町以上五町未滿 二十二万

(7) 五町以上十町未滿 十万

(8) 十町以上三十町未滿 四万三十

(9) 三十町以上 三千へ大部分北海道所在

(10) この調査はむろん段階であり次のような缺點を有する。

(11) 田、林の漏れがない。へ北海道の出雲三十町と青森の田五十町これを同感することは事実的に正確でない。

(4) 各範囲毎の畠面積從つて平均面積が明確でない。

(5) 所有者が個人別でなく戸別になつてゐる。

(6) 畠人的調査でなく農地的調査主として村單位になつてゐる事
から個人の所有面積はわからない。

昭和十六年四月末現在で個人別調査を行つた結果、

(1) 田の面積は約三百六十萬町で所有者は五百三十七萬人であり一
人當平均五反五畝となる。(北海道を除く)

(2) 畠の面積は約二百六十六萬町で所有者は六百十八萬人であり一
人當平均三反五畝となる(北海道を除く)

(3) しかしこの調査では田畠を各別に算出してある爲に農地所有
の實情が正確にわからぬ。

二 日本の農地制度の特徴

(1) 小地主が多數を占めてゐる。

(2) 農作者たる農民の数よりも農地所有者の数の方が多いと云ふ
奇現象を示してゐる。

(3) 三町未満の所有者が畠で五百二十五萬人を越えて六百十九萬人
あり、小地主が九十数%を占める。

(1) 不在地主、不耕地主が多い。

(2) 小地主中為百二萬が不在地主であり田で一九%、畠で一四%を占める。

(3) 不耕地主は九十九萬へ(昭和十四年)ありその中七十一萬は三町歩以下の小地主である。殘餘は所謂大地主として問題にされる部分である。

(4) 小作關係が非常に錯綜してゐる。

(1) 好況時に於て農村労力が都邑へ流れるときは小作人の地位強化し小作料低減を要求する。反対に不況時には地主側が攻撃に籌じ多數の小地主が小作料剥上、小作地取上を迫つて來る。

(2) 西洋では農場単位の賃借を常とするが我國の小作實質は設置小作と稱し断片地柄々にについて五、六人の地主から合計一百步を借りると言ふような複雜した關係が少くない。

(3) 小作事務にはしても小作人の側は収入が潤はぬばならず又地主側に一人でも差違があれば成りせず結局大地主は漁夫の利を占めてゐる。

(4) 近代的な意味の賃借關係ではなく、小作權の確立を圖らうとするれば地主は土地を攻上りして對抗しようとする。これが得ず小作爭議事件の如き妥協に甘んじて来た。

三、地主の自作農建設

(1) 小作權の確立と言ふ方向でなく小作を減少し自作農を創設することに重點を置いてゐる。

(2) 大正十三年から昭和十二年迄に約十六萬町二十五萬件の自作農を創設したがこれは完全な自作には程遠く單に自作農地を増加したに止つてゐる。

(3) 今までの改革案では次のようなことが豫定されてゐる。

(4) 地主某有限公司五町歩へ最近では一畝には三町歩不耕地主は一町歩～ごしそれ以上の土地所有は解放する。
(5) 不在地主へ最近では藤村在住の者も含むの土地を全部解放する。

四

農地開拓改革と金納化の問題

(1) 従来は物販小作料が支配的であつた。

(2) 従来水田では物販が大部分であつたが畑では被三割が物販であつた。

(3) 明治初年地主が金納化され地主は米價の變動に懼まされたが實本主義の世界に一步進出した。小作人は突然物販によつて封建的舊の中に閉籠つて居る。

(4) 日本の物販地主の本義は所謂刈分小作であり收穫の危険を地主に分担して貰ふことである。かくして小作人は地主に直接に結合し地主の庇護の下に牛入前の生産者として甘んじて來た。

(5) 小作の金納化はかくして耕作農民を封建的奴隸より解放し民主革命を遂行する爲の必須条件なのである。

(6) 小作人と地主との結合は最近では小作人と政府との組合となり官僚開拓はこの小作制度により支持されて來た。

(7) の非確立的農民を解放せしむる名は官僚開拓の改革と不離の關係をもつ。

- (一) 以上合計約百三万町歩を亘々年間へ最近では二ヶ年一止小生
入に與へる
- (二) 地價は賃貸價格の四十倍即ち一畝約九百圓とする
- (二) この改革案には次のよきな缺陷がある。
- (1) 賃地があまりに廉価で閑行者を滋生せしめる。
 - (2) 個人につき五町歩では大き過ぎ何程の開放にもならぬ。(最近では一戸につき三町程の家をつて居る。)
 - (3) 不耕地主が飯米農家になりたがるのを農地委賣では抑制できまい。
 - (4) 一人三町としても新地主が百万人以上出來、これらの土地の
移転を記なざ到底現在の日本では出来ない相談である。
- (三) 根本的には自作農制設に画策するこの利害が渠はれる。
- (1) 通常自作農は小作よりも生産力が大であり安定性の利點があ
る。されば居るかそれは耕作権の確立によつても遮せられる
(註) 耕作権の確立は地主と小作人の階級確立を激化するもの
として忌避されたが自作農主義でゆくと飯米農家と專業農
家の確立を生むこととなる。

- (2) 又耕作機（所謂上土種）の導入は小作人の地位を殆ど所
有權者に等しく退化しながら農業生産、課税等の負擔は
地主にまかせて免れると言ふ不適衡を生ずる”
- (3) 生産性の優劣決定は自作農が比較的大経営であり小作農が比
較的小經營であることに因るのであつて所有の有無に由來す
るものではない
- (4) 燥られた農地の中で進歩した技術により最高の農業生産力
を擧げる事が農地制度改革の主要目標であるならば三反や
五反の自作農を擧山作ることは尚反省の餘地がある

(3) 地主は 農業生活を 分担する ことを 稲作から 逃退し 農民ではなく
なつた。

（4） 生活化に しても 尚若干の 同意がある。

（5） 生活小作料 安定の ため が 米の 公定價格 であれば 農業生産を
助長する 結果となる。

（6） 初めを 代替的に おもれば 力の 強い 地主側の 要求が 並む 金納化
の 質疑が 反復しくなる。

（7） 生活により 独立農民を作らる爲には 他的部面でも 貿易的計算によ
る 經済的基準を 満足せねば 完全ではない。
　　経営 務業の確立、 農作物種植体系の 安定等が 必須である。

年
々
太
地
制
度
改
革
の
方
本
目
標

（1） 自作式の 地主も 小作料の 生活化も それ自体が 目標なのではなく 要
するに は なる 独立農民の 制度の 為の 方法として 考へられなければ
ならぬ。（二三化の 基本）

（2） 何んでは お業生産力増強の 為の 調正規制、 農業運営権の 確立が 第一
歩であり 所有地や 洋耕法の 調整等は 重べて これに 従属して 考へら

(三) れねばならぬ。(生産力の要求)
更に述べて日本の確立^{確立}上に占むべき商業の適正なる地位を
も考慮し、商業人口ごとに地の割分を計畫せねばならぬ。(商業^商
上の要求)

(東畠清一委員)